（参考様式第７）

危 険 予 防 の 方 法

煙火消費の危害防止措置に関し、次の措置を講ずる。

１　警備計画

1. 消費場所の危険区域内への立入禁止措置を行う時間

平成 年 月 日（ ） 時 分 から平成 年 月 日（ ） 時 分 まで

＊　立入禁止区域の解除は消費終了後、安全が確認された後とする。

　＊　立入禁止区域の範囲は、別添図面のとおり。

２　見張人等の体制

(1) 見張人員　　名

(2) 消火人員　　名

(3) 警備会社　　名

　＊　人員の配置は、別添図面のとおり。

３　警備方法（実施するものにチェックする。）

* 交通規制を実施し、立入規制区域（立入規制区域を設けていない場合は立入禁止区域。以下同じ。）への車輌等の進入を禁止する。
* 立入規制線の主要箇所に警備員を配置し、立入規制区域内に観客が立ち入らないよう警備する。
* 煙火消費中は、煙火打揚従事者以外の者が立入禁止区域内に立ち入らないよう警備する。
* 煙火準備作業中及び煙火消費終了後の安全確認中は、煙火打揚従事者及び関係者以外の者が立入禁止区域内に立ち入らないよう警備する。
* 立入禁止区域及び立入規制区域（立入規制区域を設けている場合）の境界は「立入禁止」等の標識を付けたロープを張り、進入口には看板又は柵を設置する。
* その他（　　　　　　　　　　　　　　）

４　消火器具の設置

(1) 消火用バケツ 　　個

(2) 消火器 　　　　　本

(3) その他（ 　　　）

５　消費場所から保安物件に対しての保安距離の確保

　消費場所と各保安物件との距離は、別紙図面のとおり

６　強風その他天候上の原因により危険の発生するおそれのある場合の対応

７　その他（不発煙火の回収計画、事故発生時の対処方法等）